

第1回（仮称）市民参画条例策定委員会（概要）

開催日時：平成18年6月24日（土）

午後7時～9時

開催場所：西宮市役所 本庁舎東館8階 大ホール

出席者

【市民委員 32名（欠席者1名）】

【アドバイザー】

山下教授、角松教授、久保助教授

【事務局】

新本企画総括室長、佐竹政策推進グループ長、溝口課長補佐、和田主事、太田主事、武林主事

会議内容

- （1）あいさつ 新本企画総括室長
- （2）趣旨説明 佐竹政策推進グループ長
- （3）委員紹介
- （4）アドバイザー紹介
- （5）グループ討論（会議の運営方法について）

決定事項

会議は原則公開とし、傍聴者がいる場合は、傍聴を認める。

自己紹介より開始

各自参加動機や興味のあること現在活動していることなどを1分程度で紹介する。

会議の運営をどうするか？

運営委員をつくり、その下に委員を入れる

興味のある分野でグループをつくる

年代別のグループをつくる

グループをつくりその代表（1人でも数人でもOK）がそれぞれの意見を持ち合い、話しをして各グループに持ち帰る。

作業を進めていくうえでスケジュールをたてるべきある

運営委員会とは？

- ・全員では意見がまとまらないし議論もしにくいので、代表者が討議する場
- ・策定委員会の上部会議
- ・運営委員会の下に分野別やテーマ別の部会を設ける
- ・個々の部会から代表者が運営委員で全体会議として討議する

運営委員会をつくりその下に小委員（グループ）をつくる

グループはどうか？

（グループを現在の班にするか、分野別にわけるか？）

興味のある分野（教育や環境等）でグループをつくる

市民参画を進めていくうえでは分野（教育や環境等）と関係のない議論も必要

分野別では分野を横断する議論はどうするのか

環境・教育としたグループではなく、情報開示・行政評価・行財政・市民活動支援とした分け方がいいのではないか（切り口を変える必要がある。そうでないと行政は変わらない）

グループは情報開示・行政評価・市民活動支援とした区分

会議の開催日程など

2ヶ月に1回程度。年6回

条例案策定まで1年半ぐらいなので月1回ぐらいでは

運営委員（全体会議）の割合がそれくらい。グループは別に必要では。

定例日を決めておく方がいいのでは。例えば第4土曜日の夕方とか・・・

条例等に関する勉強会も必要では

欠席者への連絡は市の職員がメールやFAXなどで行う

会議は第4土曜日に開催する。

会議のまとめ

運営委員会をつくる → 開催は第4土曜日

- ・委員長1人（全体の長を兼ねる）
- ・副委員長2人

↓
運営委員の下にワーキンググループを設ける
（勉強会等を行う）

ワーキンググループの代表者が運営委員で全体会議を行う

自己紹介を兼ねて一人ずつの意見を述べる。

<主な話題と意見は下記の通り>

- ・ 条例策定について
 - 具体的な前文・目的・責務等を決めていくべき
 - 素人だから市から叩き台を提示してほしい
 - テーマごとに独自の条例を作っていくという方法もある
 - もっと経験や思いといった個人の意見を交換してから策定作業に入るべき
- ・ 応募時に提出した論文を他のメンバーに公開するか
 - 統一見解を作ることが必要なのでぜひ公開してほしい
 - 資源・環境面の観点から、紙での公開には反対
 - 見せたくない人のものを見せてはいけない、公開するなら部分公開にすべき
- ・ 会議を公開するか
 - 委員も市民なので公開して構わない
 - 傍聴のルールを規定して公開してはどうか
 - 話題の内容によって公開・非公開を決めるべき
 - 傍聴者には色々な人がいるので完全公開には反対

論文の公開と会議の公開について多数決がとられ

論文の公開については賛成半数

会議公開については賛成多数

であった。

自己紹介より開始

各自参加動機や興味のあること現在活動していることなどを1分程度で紹介する。

（1）小論文（応募の際、提出した）の共有について

慎重意見

- ・小論文は、応募用にした文章なので、人には見られたくない。また、建前で書いている人もいるので、本当の考えや思いについて書かれていないため、情報の共有にはならない。

共有賛成意見

- ・話下手の人の意見が小論文を読むことでより理解できる。
- ・全員の考えが理解できるので情報の共有になる。

中間意見（出したい人だけ）

- ・小論文を出したい人だけ出せばいい。また、小論文を応募用にしたというのであれば、書き直して出してもいいのでは（プロフィール紹介のようにして）。

（2）座長（代表、委員長）について

必要意見

- ・1人必要
- ・複数必要

不必要意見

- ・あえて座長等をおく必要はないのでは。
- ・どの人が座長等になるかによって会議の方向が決まってしまうように思う。

（3）傍聴について

- ・傍聴者の人数が多い場合や会議の進行の妨げになる場合は、会議結果のみ公開する。
- ・傍聴可と取り扱うべき
- ・どちらでもいい。来る人を拒まない。

どちらでもいい。来る者を拒まない。